

2006年3月31日

各 位

財団法人日本学生航空連盟
専 務 理 事 鈴 木 明 治

妻沼事故の事故調査報告書を受けて

昨年8月31日、埼玉県妻沼滑空場で千葉工業大学所属のJA60CTが利根川に墜落し、体験搭乗中の女性が死亡、機長の指導教官が重傷を負った事故で、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会は31日、航空事故調査報告書を公表しました。

事故原因について、報告書は「機長が第3旋回を実施した後、機首を滑走路方向に向け急降下させ、その降下から回復する機首上げのタイミングが遅れたため、滑走路手前の利根川に墜落」との判断を下しています。

さらに「(体験)搭乗者を喜ばせようと(航空法85条などの)規定で禁止されている飛行を行った可能性が考えられる」と指摘し、河川上における飛行の危険性に触れた上で「操縦者にとっては本事故のような飛行方法は危機回避の手段の一つであると理解し、常に基本に立ち戻り安全を最優先した飛行を行うとともに、このような事態に陥らないような余裕をもった操作を心掛けるべきである」との所見を明らかにしています。

また、部外者の体験搭乗についても、「(体験搭乗の)手続きを明確にするとともに、より安全な飛行経路や高度の選定、着座位置の指定等その実施方法、緊急時の脱出方法等搭乗に係る事前説明事項を定め、その周知徹底を図る必要がある」との所見を述べています。

連盟としては、事故調査報告書が当該機長の責任について極めて厳しい判断を示したものと厳粛に受け止めています。亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、もう一度私たちの足元を見つめ直し、事故再発防止と安全対策の徹底を進めていく考えです。学生グライダーを支援して頂いている地元の皆様、河川事務所や河川利用者の皆様、協力企業の皆様にも改めてお詫びします。

また、事故調査報告書の所見を受けて、国土交通省航空局より連盟に対して「滑空機の事故防止について(国空航第982号)」の通達が出されました。「河川上における飛行」「部外者の搭乗」の2項目について、具体的な措置を講じるように求めています。事故後、加盟校に自粛を要請していました体験搭乗については、実施要領を新たに定めるところです。加盟各校は安全対策に沿った練習飛行を実施のことと思いますが、再度下記の2項目について再度周知徹底をお願いします。

1. 「河川上における飛行」について

8月31日の妻沼滑空場事故後の飛行再開にあたって配布した「訓練飛行の再開につい

て」(JSAL05-32 2005年10月19日付)安全対策実施事項(2)運航形態の検討を再度確認するとともに、飛行に際しては危険な状況に陥らない運航を心がけるようお願いいたします。

2. 「部外者の搭乗」について

8月31日の妻沼滑空場事故後の飛行再開にあたって配布した「訓練飛行の再開について」(JSAL05-32 2005年10月19日付)安全対策実施事項(3)初めて滑空機に搭乗する人への対応で、連盟として事故以来体験搭乗を自粛してきました。その期間、皆さんに論議していただき、先の評議員会で承認された「体験搭乗実施要領」及び「グライダー搭乗前確認事項」を2006年4月1日より施行いたします。事故調査報告書の所見ならびに航空局の通達の趣旨を踏まえ、規定に沿った運用をお願いいたします。

昨年の久住事故に続いて、今回の事故報告書もベテラン教官の対応に非常に厳しい指摘がなされています。連盟では安全対策委員会などの場で、ベテラン指導員の技量維持などについて改めて検討したいと考えています。

新入生を迎える季節になりました。今年は、新しい仲間とともに安全な滑空機の運航体制を再構築していきたいと思っております。

以上